

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第13号)

平成22年3月11日

答 申 第 13 号

平成22年3月11日

尼崎市消防長 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会

会 長 村 上 武 則

公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成21年6月17日付け尼消総第18310号による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成21年3月3日付け尼消総第16210号の2による公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市消防長が平成21年3月3日付け尼消総第16210号-2で行った不開示決定処分(以下「本件不開示決定処分」という。)については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成21年2月19日付けで尼崎市情報公開条例(以下、「条例」という。)第6条第1項の規定により行った「2008年3月27日 尼崎市 - - - 号室で発生した火事の原因がわかる資料」の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している「2008年3月27日 尼崎市 - - - 号室で発生した火事の原因がわかる資料」(以下「本件公文書」という。)を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成21年3月3日に行った本件不開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述で主張している要旨は、次のとおりである。

平成20年3月27日尼崎市 - - - 号室で発生した火災による煙害で、引越し費用、畳、襖の張替費用、エアコンの購入修理、転居先の電源工事、布団の購入、直し代、カーペット、カーテンの購入、病院への通院、退避時の親類宅への食事代の支払い、交通費等で60万円以上の損害が発生した。失火の責任に関する法律により、火元に損害賠償を請求するには重過失がなければならぬとされている。出火元に補償を求められるかどうかは出火原因によるため、まずは出火原因を調べるため尼崎市消防長に対し条例に基づき「出火原因の分かる資料」の開示請求をした。条例第7条第2号イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については不開示情報から除くとしており、火災原因が、たとえ個人情報であっても開示されるべきものであると考える。以上のように本件処分は本条例の解釈、運用を誤ったものであるため、その取り消しと情報開示を求める。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

尼崎市情報公開条例第7条第1項において「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定され、同項第2号において「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の

情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定されており、火災原因については、個人情報であり、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであると判断し、不開示としたものである。

異議申立人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するためには個人情報であっても開示するという除外規定に触れているが、名古屋地裁の判例をもって条例第7条第2号イの除外規定にはあたらないと判断した。(公の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要かどうか判断する中で、異議申立人は類焼者で被害を受けているが、あくまで一類焼者のみの生命、健康、生活又は財産を保護するために、この情報を開示するべきではないと判断し除外規定にはあたらないとした。)

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

この条例の目的は第1条において「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」とし、条例第7条で「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示が規定されている。

一方、同条本文及び同条各号においては不開示情報を規定し、公文書開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。

そこで、本件不開示決定処分について、原則開示とする公文書開示請求権と個人の権利利益を比較し、条例の目的と照らしながら、本件公文書が『不開示情報』に該当するかどうかについて判断していくものとする。

2 条例第7条第2号該当性の判断

- (1) 条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を特定できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については不開示情報と定めている。

- (2) 本件公文書は、実施機関において「2008年3月27日 尼崎市 - - -

号室で発生した火事の原因がわかる資料」と特定されているが、審査委員会のインカメラ調査のため、実施機関から提出された文書をみると、具体的には、尼崎市火災調査規程第66条の規定により、西消防署長から消防長に報告された「火災調査書(第19号様式)」のうち、「火災

調査書（第21号様式～第21号様式の3）」（以下「狭義の火災調査書」という。）及び「火災原因判定書（B）」（第4号様式の2）」を指すものである。

- (3) 「狭義の火災調査書」には、調査員及び作成者の階級、氏名、出火場所、火元責任者の住所、氏名、職業、年齢、出火日時、覚知から鎮火に至る時刻、り災程度、火元のり災前の状況、出火原因、出火原因の概要などのほか、損害状況や当日の天気、初期発見時の模様などの情報が、また、「火災原因判定書（B）」には、判定者の所属、階級、氏名、実況見分の日時等のほか、火災原因に係る総合的結論や結論に至る経過などが記載されている。
- (4) この中には、個人情報といえる部分のほか、直接個人情報と関係のない客観的な事実のみが記載されている部分がある。この文書そのものが開示請求の対象となっている場合は、審査委員会として、それぞれの項目ごとに開示・不開示の切分けが必要であると思われるが、異議申立人が求めている情報は「出火原因の分かる資料」ということなので、ここでは出火原因の記載されている部分のみ該当性の判断を行う。
- (5) さて、出火原因に係る記述は、狭義の火災調査書の「出火原因」、「出火原因の概要」や火災原因判定書の「総合的結論」、「出火建物」、「出火箇所」に認められる。これらの記述内容を精査すると、当該火元責任者及びその妻の氏名をはじめ、家族構成、室内の様子、日常の行動、部屋の配置や家具の位置などの情報が含まれており、明らかに特定の個人が識別できる情報といえることから、条例第7条第2号に該当するものと判断する。

3 条例第7条第2号イ該当性の判断

- (1) 条例第7条第2号本文では、個人情報を原則不開示としているが、同号ただし書きイにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」については、個人情報であっても開示しなければならない旨の除外規定を置いている。
- (2) これは、実施機関が不開示理由説明であげている名古屋地裁平成16年7月15日判決（平成15年（行ウ）第57号）に示されているように、不開示にすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量して、後者の利益が上回る場合には開示の対象とすることを明らかにした調整規定と解され、その判断に際しては、個人情報に関する情報の中にも、個人的な性格が強いものから社会的な性格が強いものまで様々なものがあり得ることを踏まえて、開示により保護される生命、身体、財産等の利益の性質及び程度などを総合的に考慮し、個人のプライバシーを犠牲にしてまで開示することが必要か否かを慎重に検討すべきであるといえる。
- (3) 異議申立人は、この火災による煙害により、畳やふすまなどの室内改修や家族の健康被害に係

る出費など大きな損害を受けており、たとえ、本件公文書に個人情報が含まれるとしても、その補償を求めるための情報は、まさに、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報」に当たると主張している。

(4) 確かに、階下からの出火により、突然損害を受けた異議申立人の主張、心情は十分理解できる。しかし、この条例は、何人も開示請求ができる制度となっていることから、同号ただし書きイを適用し、開示の例外の例外を認めるような場合にも、何人に対しても公にすることが必要かどうかによって判断すべきものであり、利害関係の有無や開示請求の目的等によって判断を異にすべきではない。

(5) 本件公文書に含まれる個人情報は、出火元の家族構成をはじめ室内の様子、日常の行動、部屋や家具の位置等が詳しく記載されており、個人の生活ぶり、生活態度、生活パターンなどがうかがえる情報であり、通常の個人識別情報よりも、より保護されるべきプライバシー情報に当たると認められる。

こうしたことから、異議申立人の財産的な損害や健康被害等を考慮しても、開示することにより保護される利益が開示とすることにより保護される利益を上回るものとは認められないため、条例第7条第2号イの除外規定に該当しないものと判断する。

(6) なお、本件不開示決定処分に限っていえば、不開示やむなしといわざるを得ないが、異議申立人は、民事訴訟法の調査嘱託や文書送付嘱託などの手続により、火災原因を知る方法もある。実施機関においては、そうした手続がなされた際には、被災者の保護に欠けることがないよう十分配慮されたい。

4 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審議の経過

年月日	審査経過
平成21年6月17日	・ 諮問書を受理
平成21年12月14日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成21年12月25日	・ 審議
平成22年1月26日	・ 審議 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 異議申立人の意見陳述
平成22年3月4日	・ 審議
平成22年3月11日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏名	現職	備考
米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授	